⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　技術提案に関する事項

⑴　技術提案の仕組み　本工事は、主要機器等に関する技術提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札する方式とする。

なお、主要機器等に関する技術提案で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は技術資料作成要領に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）によるものとする。

⑵　技術提案資料　本工事を標準案と比較して経済的であり、且つ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格確認を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、技術資料作成要領による。

⑵　評価項目及び評価指標

㋐　企業の評価

●評価項目　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標

ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

●評価項目　企業の施工実績

平成26年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標

水噴霧装置（スプリンクラー装置）を有する道路トンネルの新規建設において、次の①から③の何れかの装置について、機器の製作（製造委託を含む）、機器の設置及び試験調整を実施した工事

①　監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

②　ラジオ放送の再提供を行う受信及び送信機能を有する装置、若しくは電波法で定める無線局種別が特別業務の局又は基地局において無線通信を行う装置

③　非常電話装置（通信ケーブルの敷設を含む）

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

㋑　技術提案の評価

●評価項目

工事目的物の保証に関する事項／保証条件等／無償修理保証期間（※１）及び保守部品の供給保証期間（※２）

評価指標

無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。

対象は主要機器とする。

配点の算出方法は以下のとおり。

（無償修理保証期間×１）＋（保守部品の供給保証期間×0.2）

標準値を（１×１＋５×0.2＝２）とする。

【無償修理保証期間】

本工事がしゅん功（完了）認定された日からの無償修理保証期間（１年以上。ただし10年を限度とする。）を記述する。

【保守部品の供給保証期間】

保守部品の供給保証期間は、本工事がしゅん功（完了）認定された日からの期間（５年以上。ただし12年を限度とする。）を記述する

●評価項目

工事目的物の性能・機能に関する事項／保守体制／派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間

評価指標

派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する移動時間を数値方式で評価。

保守拠点までの派遣に要する移動時間の標準値を６時間とする。

対象は主要機器とする。

保守拠点：伊勢原大山インターチェンジ

●評価項目

工事目的物の性能・機能に関する事項／機器等の維持管理性向上／機器等の維持管理性向上

評価指標

設計図書に示す機器等の維持管理性向上に関する下記項目①～③について、具体的提案を判定方式で評価。（※３）

提案は、各項目１施工技術を用いた内容で１提案迄とし、最大３項目とする。対象は主要機器とする。

①　予防保全

②　機器等の保守性の向上

③　障害復旧の簡易化

（提案が無い場合は、「無し」と記載）

（１項目に複数提案した場合はすべての項目について評価しない。）

●評価項目

工事目的物の品質管理に関する事項／品質管理・品質向上の創意工夫／機器の品質向上に向けた創意工夫

評価指標

設計図書に示す機器の品質向上に向けた創意工夫に関する具体的提案を判定方式で評価（※３）

対象は主要機器とする。

（提案が無い場合は「無し」と記載）

提案は１項目とする。

●評価項目

簡易な施工計画／施工管理／作業の効率化

評価指標

現場作業などの効率化に寄与できる具体的提案について判定方式で評価。（※４）

（提案が無い場合は「無し」と記載）

提案は１項目とする。

※１　求める製品保証の内容

・下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用

●保証対象外

・使用上の誤り、製品及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷

・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷